

令和7年度補正予算案の事業概要 (PR資料)

中小企業·小規模事業者関連予算抜粋

令和7年11月

中堅等大規模成長投資補助金(中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金)

令和7年度補正予算(案) 4,121億円

経済産業政策局 地域経済産業政策課

事業目的·概要

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の 課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促 進することで、地方の持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小・スタートアップ企業の持続的な賃上げや事業成長等 を目的として以下の取り組みを行う。

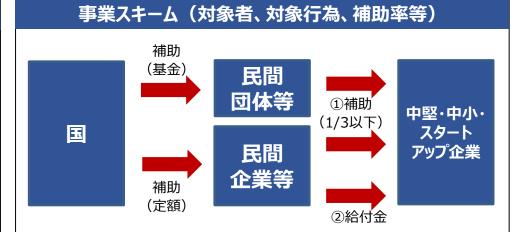
①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の 大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本 的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新 設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業 向けに、うち1,000億円程度を確保。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。



①大規模成長投資補助金:補助上限額50億円

※新規公募分:投資下限額20億円(100億宣言企業は15億円)

②地域企業経営人材確保支援事業給付金:

※転籍の場合:給付上限額 最大450万円(地域によって変動)

兼業・副業・出向の場合:給付上限額 200万円

成果目標·事業期間

①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の 大規模成長投資補助金:

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が一定以上の伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金:

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

中小企業生產性革命推進事業 令和7年度補正予算(案) 3,400億円

(1)中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

(3)中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4)中小企業庁 事業環境部 財務課 (5)中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、

事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

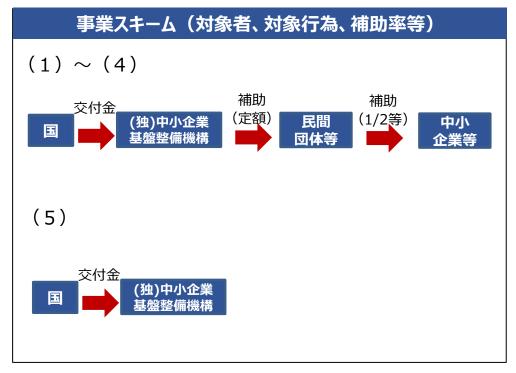
事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向 上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業(中小企業成長加速化補助金) 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き 出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業(デジタル化・AI導入補助金) 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイ バーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業(小規模事業者持続化補助金) 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M&A支援事業(事業承継・M&A補助金) 事業承継・M&Aに際し、設備投資やM&A前後(PMIを含む)での専門家活 用費用等を支援。
- (5)総合的なソフト支援パッケージ事業 賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的 なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金 等の向上を目指す。

事業環境変化対応型支援事業

令和7年度補正予算(案) 148億円

事業の内容

事業目的

○最低賃金引上げ、「省力化投資促進プラン」も踏まえた省力 化促進、エネルギー価格・物価の高騰、米国関税、インボイス 制度への対応等の様々な事業環境変化の影響を受ける中小 企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促す べく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化することを 目的とする。

事業概要

(1) 経営相談体制強化事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関が実施する専門家派遣や指導員向けの講習等への支援を通じて、相談体制の強化を図る。

(2)よろず支援拠点事業

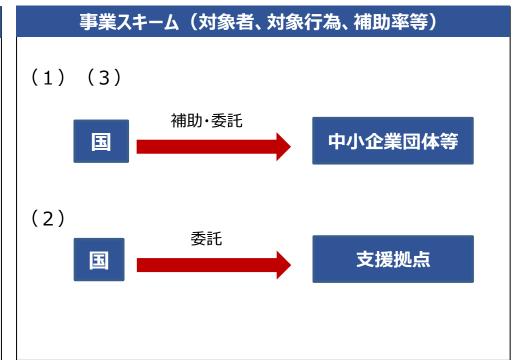
外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、生産性向上支援センターの設置含めよろず支援拠点におけるコーディネーター等の増員等を通じて、相談体制の強化等を図る。

(3) インボイス相談窓口事業

中小企業・小規模事業者がインボイス制度への対応を円滑に 実施できるように、相談内容に応じた各種窓口への案内や相 談体制の構築等を行う。

- (1)中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課、経営支援課、商業課
 - (2) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、イノベーションチーム、 事業環境部 企画課、取引課

(3) 中小企業庁 事業環境部 財務課



成果目標

- (1)窓口相談等対応件数のうち、解決策を得られた件数の割合を80%以上にする。
- (2)よろず支援拠点への相談者が経営課題を解決した件数が30,000件以上になることを目指すとともに、生産性向上支援センターへの相談者が生産性向上を達成した件数が300件以上となることを目指す。
- (3) インボイス制度への円滑な対応のために構築する相談体制において、相談実施事業者のうち最終的に課題解決済を選択した事業者の割合を80%以上にする。

中小企業活性化·事業承継総合支援事業

令和7年度補正予算(案) 74億円

(1) 中小企業庁 事業環境部 金融課

(2) 中小企業庁 事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

(1)中小企業活性化事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、再生計画策定支援等を実施する。また、再生計画等策定後3年間のモニタリングを行うことで、計画の進捗状況や業況の変化等を把握し、必要に応じて次の支援策に繋げる等、協議会の伴走支援機能を強化する。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、中小M&A市場の健全化に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



産競法 (※1) に 基づく認定支援 機関等(商工会 議所等) (※2)



中小企業· 小規模事 業者

- (※1) 産業競争力強化法
- (※2) (1) は中小企業活性化協議会
 - (2)は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

(1) 中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%(過去3年間の平均)以下に抑制することを目指す。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金

令和7年度補正予算(案) 101億円

事業の内容

事業目的

経営改善の取組が必要であるものの、自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関※(税理士・弁護士・地域金融機関等)を活用して経営改善計画の策定支援やフォローアップを支援することにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進する。

事業概要

中小企業活性化協議会を通じて、認定経営革新等支援機関が中小企業者等に対して行う経営改善計画の策定支援や伴走支援に係る費用について、一部費用負担を行うことにより、経営改善の取組を支援する。

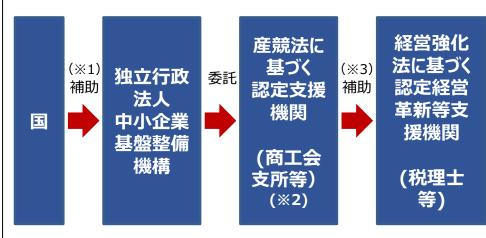
(1)経営改善計画策定支援

財務上の問題等を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善計画の策定が必要である中小企業者等に対して、認定経営革新等支援機関を活用した経営改善計画策定支援や伴走支援等を促進する。

(2)早期経営改善計画策定支援

経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、本格的な経営悪化に陥る前の早期段階において、認定経営革新等支援機関を活用した簡易な経営改善計画策定支援、伴走支援、事業承継の検討を促進する。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)



- (※1) 基金造成(積増)
- (※2) 中小企業活性化協議会
- (※3)補助率2/3

成果目標

経営改善計画の策定及び計画の実行を通じて、中小企業等が行う経営改善の取組を促進し、中小企業・小規模事業者の本業での収益力の改善を目指す。

中小企業取引対策事業

令和7年度補正予算(案) 7.6億円

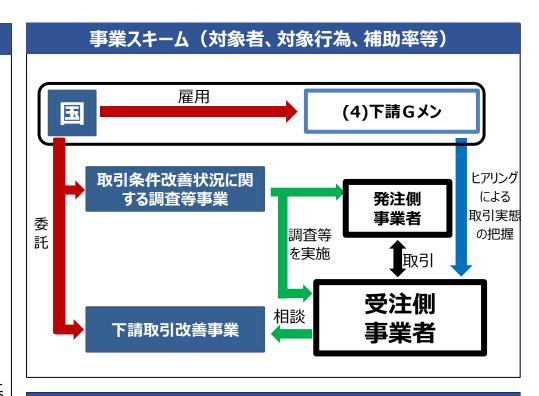
事業の内容

事業目的

継続的な物価高に伴うコスト上昇分に加え、最低賃金を含む 賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の価格転嫁・取引適正 化を更に後押しすることは喫緊の課題。また、令和8年1月1日 付けで施行される取適法により、手形払い等が新たに禁止される ところ、発注側企業からの取引代金の約2割が手形等で支払わ れている等の実情を踏まえ、取適法・振興法の厳正な執行に向 けて、中小企業の取引実態の把握やそれを踏まえた価格交渉に 係る環境整備等を引き続き強力に進めていく必要がある。このた め、以下の事業を通じて、中小企業の価格転嫁・取引適正化を 推進する。

事業概要

- (1)下請取引改善事業
- 受注側中小企業(30万社)を対象としたアンケート調査に基づく、価格交渉、価格転嫁の状況、発注者(国・地方自治体・発注側企業)ごとの結果の公表等。
- 受注側中小企業の価格交渉力向上のための情報発信の実施。
- (2) 取引条件改善状況に関する調査等事業
- パートナーシップ構築宣言の宣言企業を対象とした、取引適正 化に向けた取組等に係る調査の実施



成果目標

受注側中小企業へのアンケート調査により取引実態を把握し、 発注者の価格交渉・価格転嫁のリスト公表や事業所管大臣から の指導・助言を通じ、取引適正化を促進する。

受注側中小企業向け調査において「発注者に協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上となることを目指す。

中小企業信用補完制度関連補助事業

令和7年度補正予算(案) 152億円

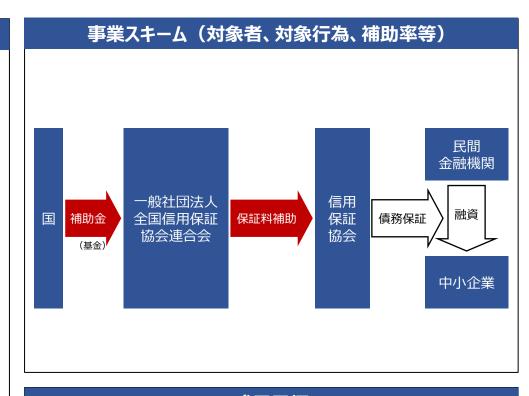
事業の内容

事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業等が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

経営の改善を図る中小企業や、民間金融機関、モニタリング機能を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施する。



成果目標

信用保証制度を通じ、民間金融機関によるプロパー融資の拡大等により、中小企業の資金繰りの円滑化を図る。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和7年度補正予算(案) 53億円

事業の内容

事業目的

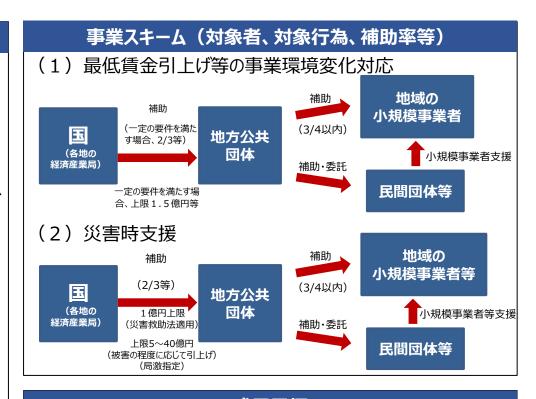
○国と地方公共団体が、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に則り、適切に役割分担、相互を補完する形で施策を講じることにより、小規模事業者に対する伴走支援等の実施体制の強化や発災時における迅速な復旧支援を通じた、地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とする。

事業概要

- ○地方公共団体による、以下の取組を支援。
- (1)最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応 最低賃金の引き上げ等の外部環境の変化に伴う小規模事業 者の経営課題に対応するため、①地域の支援機関の連携体 制の構築、②プッシュ型の働きかけ、③課題解決のための一貫 支援を行う伴走支援モデルの創出に向けた取組。
- (2) 災害時支援

令和7年8月豪雨や令和7年台風22号など、局激指定、災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を目的とした施策(施設・設備の復旧事業)

自治体連携型補助金(局激版)について、被災都道府県の被害の程度に応じて上限額を引き上げるスキームに改正



成果目標

(1)最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応 地方公共団体が支援した小規模事業者のうち、伴走支援等に よって経営課題の改善につながった事業者の割合が事業終了後 80%を超えることを目指す。

(2)災害時支援

長期的には、地方公共団体が支援した小規模事業者等のうち、年度末で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

なりわい再建支援事業(令和6年能登半島地震等)

令和7年度補正予算(案) 250億円

事業の内容

事業目的

○令和6年能登半島地震及び石川県が災害救助法施行令に基づき適用を決定した6市町において同年9月21日~23日にかけて発生した災害により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助し、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

- ○県がなりわい再建のための復興事業計画の策定及び支援対象事業者である復興グループの構成員の公募を行い、国の認定を取得する。
- ○認定後、支援対象事業者である中小企業等は自らの施設等 の復旧に要する費用について、交付決定を受ける。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

玉

補助 (2/3、1/2)

県

補助 (3/4以内、定額[※])



中小企業等

※多重被災事業者について、一定の要件の下、A類型 5 億円、B・C 類型 1 億円までは定額補助可

<A類型(石川県)>

·補助上限額:15億円

・中小企業等:3/4以内(国1/2以内、県1/4以内)

<B類型(富山県)>
・補助上限額:3億円

・中小企業等: 3/4以内(国1/2以内、県1/4以内)

<C類型(福井県、新潟県)>

・補助上限額:3億円

・中小企業等: 3/4以内(国3/8以内、県3/8以内)

成果目標

なりわい再建資金利子補給事業(令和6年能登半島地震等)

中小企業庁 経営支援部

令和7年度補正予算(案) 0.7億円

小規模企業振興課

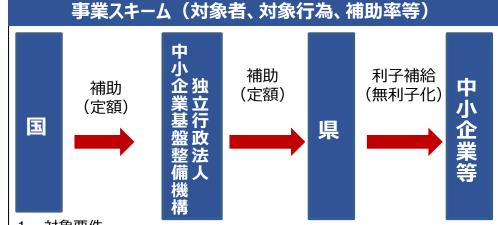
事業の内容

事業目的

○令和6年能登半島地震及び石川県が災害救助法施行令に 基づき適用を決定した6市町において同年9月21日~23日 にかけて発生した災害(以下「令和6年能登半島地震 等1)により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う 施設復旧等の費用を補助するなりわい再建支援事業を措置 しているところ、当該事業を活用する事業者の中には、資金繰 りが困難な者も存在することから、事業者負担分の資金繰り 支援を行い、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

○独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して利子補給金 の交付事業に要する経費を補助することにより、中小企業等 に対する融資の実質無利子化を行う。



1. 対象要件

令和6年能受半島地震等により被災し、なりわい再建支援事業(A類型)を 活用し、復旧事業を実施する方

2. 対象貸付

政府系金融機関による特別貸付及び県による制度融資

3. 対象期間

貸付後3年間

成果目標

中小企業等グループ補助金(令和3年、令和4年福島県沖地震)

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課

令和7年度補正予算(案) 5.9億円

事業の内容

事業目的

○令和3年、令和4年福島県沖地震により被害を受けた地域を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助し、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

- ○中小企業等の事業者がグループを形成し、そのグループが共同して行う事業(共同事業)を盛り込んだ復興事業計画を策定し、その復興事業計画について、グループの代表者が県に対して認定申請を行い、県の認定を取得する。
- ○復興事業計画の認定後、認定されたグループの構成員が、自 らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、交 付決定を受ける。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

玉

補助 (2/3以内)

県

補助 (3/4以内、定額[※])

中小企業等

※多重被災事業者について、一定の要件の下、5億円までは定額補助可

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員(商店街振興組合、まちづくり会社等を含む)

2. 対象経費

施設費、設備費等(資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む)

3. 補助率

補助上限額:15億円

中小企業者・中小企業事業協同組合等: 3/4(国1/2、県1/4)

上記以外(中堅企業等): 1/2(国1/3、県1/6)

成果目標

なりわい再建支援事業(令和2年7月豪雨)

令和7年度補正予算(案) 9.9億円

事業の内容

事業目的

○令和2年7月豪雨により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助し、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

- ○県がなりわい再建のための復興事業計画の策定及び支援対象事業者である復興グループの構成員の公募を行い、国の認定を取得する。
- ○認定後、支援対象事業者である中小企業等は自らの施設等 の復旧に要する費用について、交付決定を受ける。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

玉





補助 (3/4以内、定額[※])

中小企業等

※多重被災事業者について、一定の要件の下、5億円までは定額補助可

<A類型(熊本県)>

1. 対象者

県が策定する復興事業計画の構成員

2. 対象経費

施設費、設備費等(資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む)

3. 補助率

補助上限額:15億円

中小企業者・中小企業事業協同組合等: 3/4 (国1/2、県1/4)

上記以外(中堅企業等):1/2(国1/3、県1/6)

成果目標

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 なりわい再建資金利子補給事業(令和2年7月豪雨)

令和7年度補正予算(案) 0.1億円

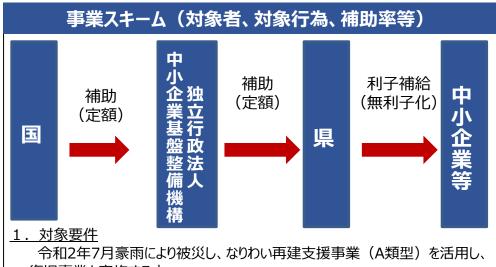
事業の内容

事業目的

○令和2年7月豪雨により被害を受けた地域を対象に、中小企 業等が行う施設復旧等の費用を補助するなりわい再建支援 事業を措置しているが、資金繰りが困難な事業者も存在する 状況であることから、当該事業に係る事業者負担分の資金繰 り支援を行い、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

○独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して利子補給金 の交付事業に要する経費を補助することにより、中小企業等 に対する融資の実質無利子化を行う。



復旧事業を実施する方

2. 対象貸付

政府系金融機関による特別貸付及び県による制度融資

3. 対象期間

貸付後3年間

成果目標

地域商業機能複合化推進事業(被災商店街等再建支援事業) 令和7年度補正予算(案) **1.0**億円

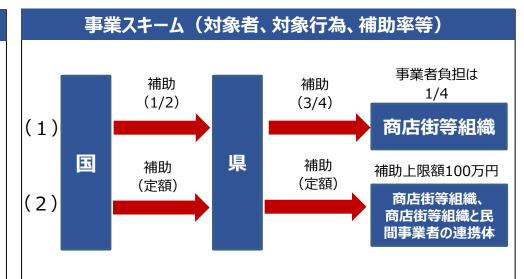
事業の内容

事業目的

令和6年能登半島地震による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることが重要であり、今般の災害の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用を支援する。

事業概要

- 令和6年能登半島地震の影響を大きく受けた商店街等に対し、 以下の事業にかかる経費を支援する。
- (1) 商店街災害復旧事業 被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、 街路灯等の設備の改修等を補助する。
- (2) 商店街にぎわい創出事業 商店街等のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用を支援する。



- ※ (1)、(2)は、特に被害の大きかった石川県に所在する商店街等に限る。
- ※(1)は、能登半島地震に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の 復旧事業についても写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助 金の交付の対象と認められる場合がある。

成果目標

短期的には、

- (1) 被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建 替え、街路灯等の設備の改修等を支援する。
- (2) 被災した商店街等のにぎわいを取り戻すための事業を支援する。

最終的には、令和6年能登半島地震の影響を大きく受けた商店街等の復旧を促進し、事業実施前と比較し、商店街等の来街者数・売上高の増加を目指す。

日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和7年度補正予算(案) 40億円

事業の内容

事業目的

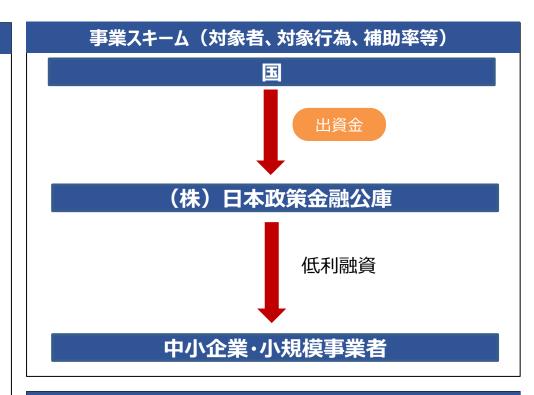
日本政策金融公庫において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施。

事業概要

日本政策金融公庫による資金繰り支援のため、以下を実施。

●セーフティネット貸付

米国関税措置の影響により、売上や利益の減少を余儀なくされている事業者に対して、セーフティネット貸付の金利引下げ(▲0.4%)により支援。



成果目標

日本政策金融公庫が低利融資を行うことにより、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。

短期的には、中小企業の資金繰り円滑化を、 長期的には、中小企業の倒産件数の抑制を、 それぞれ成果目標とする。